

# 安全の手引き

～海外で安全に生活するために～

在上海日本国総領事館

令和5年3月

## はじめに

当館は、多くの在留邦人の方が居住されている上海市、江蘇省、浙江省、安徽省及び江西省を管轄していますが、事件・事故などの被害に遭う、あるいは様々なトラブルに巻き込まれるなどして、当館へ日々様々な相談が寄せられています。

また、2022年の4月から2か月間、上海市においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市全体を対象とした厳格な封鎖管理措置が行われましたが、その際には自宅から外に出ることは原則許されず、日常生活のみならず邦人の皆様の帰国や通院にも多大な支障を来し、部分的に食糧難の生じる事態ともなりました。なお、2023年3月現在、当該感染症の流行は中国全土で落ち着いた状況にあります。今後定期的な流行拡大が懸念されます。

こうした状況の下、管轄地域内にお住まいの邦人の皆様に安全な生活を送っていただけるよう、「安全の手引き」（「在留邦人用安全対策マニュアル」（旧））を改訂しました。

本マニュアルの構成は大きく分けて、当地に居住するに当たって必要となる手続や把握しておくべき知識について記した「第1部 まず始めにすべきこと」、事件・事故等の各種トラブルから身を守るための心構えや注意事項を記した「第2部 防犯・交通安全の手引き」、緊急事態発生時における対処方法を記した「第3部 緊急事態への対応」となっています。

また、巻末には出入国管理局や病院等の連絡先を掲載していますので、是非ご活用ください。

皆様が当地で安全な生活を送っていただくための一助として、本手引きをご活用いただければ幸いです

## 第1部 まず始めにすべきこと

### 1 「在留届」の提出

在留届の提出は、3か月以上の長期滞在者には法律により義務づけられている制度です（旅券法第16条）。以下のウェブサイト登録手続きをお願いします。

在留届（登録／変更）：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

### 2 「たびレジ」登録

現在外務省では、在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者（出張者、旅行者等）でも、現地の滞在予定を登録し必要な安全情報を受け取ることのできるサービス「たびレジ」を提供していますので、以下のウェブサイトから登録してください。なお、当地で在留届を提出の皆様も、第3国に旅行・出張の際は「たびレジ」に登録し、渡航先の安全情報の収集に努めてください。

たびレジ（登録／変更）：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

#### 【領事メール（緊急）】

テロ事件や大規模災害等、緊急の危険性のある事態が発生した場合、当館からは「領事メール（緊急）」という形で、「在留届」及び「たびレジ」登録者の皆様に治安情報の発信を行っています。当該メールを受け取るためには、上記届出の際に**電子メールアドレスの登録が必要**になるため、当地でも確認のできるメールアドレスを登録してください。

### 3 外国人臨時宿泊登記

「外国人臨時宿泊登記」は、日本における外国人住民に係る住民基本台帳制度に相当するものであり、外国人が中国国内の住所地に在留する、もしくはホテルに宿泊する場合、24時間以内に在留地の公安機関（一般的に管轄派出所）に赴き、登記手続きを行うことが義務づけられています。ホテルの場合は宿泊客に代わってホテルが手続きを行います。自宅等に新たに居を定めた場合は自身が、旅先で友人宅に宿泊するような場合は、自身か宿主が登記をおこなう必要があります。当該手続きを怠った場合、警告や罰金の処分が科せられることもあるためご注意ください。

## オンラインによる外国人臨時宿泊登記（上海市）：

<https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/files/100017774.pdf>

### 4 新型コロナウイルス感染症（2023年3月現在）

#### （1）入国後及び罹患時の隔離措置

2023年1月8日より、当該感染症の管理区分が「中華人民共和国伝染病防治法」に定められる「甲類」から「乙類」に変更されたことに伴い、同法及び関連法に規定されていた感染者に対する隔離措置、濃厚接触者の認定、発生時の封鎖措置を含むリスク地区の設定、入国者への一律の隔離措置等、同感染症に対する防疫措置は全て撤廃されています。なお、中国入国前のPCR検査は現在も必要とされていますので、詳細については「中華人民共和国駐日本国大使館」のHPでご確認ください。

#### （2）長期封鎖管理の可能性

2022年の4月から2か月間、上海市においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い市全体を対象とした大規模な封鎖管理が行われましたが、期間中、一時、市や区による配給も実施されましたが、食料品や日用品の購入についてはオンラインでのそれも含め困難を極めました。現在、上記の管理区分変更により封鎖措置を含む同感染症への防疫措置は撤廃されていますが、今後の流行状況によっては物流の停滞や特に買い占めに伴う医薬品の供給不足は十分に想定されるため、**食料品や飲料水、常用の医薬品については、常に十分な量（少なくとも2週間分）を備蓄しておくよう心がけてください。**

### 5 日中関係への理解

現在、日中関係は安定した状態にありますが、日中間の過去の歴史から、中国人の中には日本及び日本人に対して複雑な感情を抱く人もいることを常に念頭に置き、慎重に行動する必要があります。特に、過去に日本及び日本人が関与した歴史的イベントが発生した日には反日感情が表面化する傾向が強いことから、思わぬトラブルに見舞われることがないように注意してください。また、そのような歴史的記念日周辺では、過去に大規模な反日デモも発生していますので、そうしたデモに遭遇した場合には、興味本位でデモに近づくことなく、速やかに自宅や職場等安全な場所に避難するよう心がけてください。

#### ○ 注意を要する記念日

- ・ 5月 4日（1919年） 5・4運動（反帝国主義運動）
- ・ 6月 5日（1941年） 重慶爆撃

- ・ 7月 7日（1937年） 盧溝橋事件
- ・ 8月15日（1945年） 終戦記念日（日本）
- ・ 9月 3日（1945年） 「抗日戦争記念日」
- ・ 9月11日（2012年） 尖閣諸島の取得・保有（日本）
- ・ 9月18日（1931年） 満州事件（柳条湖事件）
- ・ 11月11日（1937年） 上海陥落
- ・ 12月 8日（1941年） 真珠湾攻撃
- ・ 12月13日（1937年） 南京事件

## 6 適切な海外旅行保険への加入

事故や病気により中国で加療・入院した場合、期間や症状の程度によっては数百万円、日本への緊急搬送の必要性が生じた場合には数千万円の治療・移送費が求められます。特に、現在は新型コロナウイルス感染症に関する防疫措置により航空機の便数が制限されているため、商用機では必ずしも即時に帰国できない場合もあります

万が一に備え、渡航前に必ず海外旅行保険への加入をお願いいたします。また、持病・既往症をお持ちの方については、渡航中にそれらが悪化し治療を行った場合には、治療費が補償の対象とならないケースもありますので、事前にかかりつけの医師や保険会社に相談してください。

### 【医療費の目安】

- 入院費用  
一泊8万～10万円＋治療費（外国人向けのクリニックに入院した場合）
- 緊急移送費用  
1千万円以上（病状や必要医療機器、付添い医師の有無によって差あり）
- 当地でご不幸があった場合のご遺体の移送費用  
300万～500万円

## 7 外務省のサービスを使った情報収集

### （1）海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

<海外生活>

- 「海外安全 虎の巻」
- 「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」

- 「海外旅行のテロ・誘拐対策」等

## (2) 海外安全アプリ

海外安全アプリ：

[https://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)

同アプリにより、以下の情報が入手できます。

- GPS機能を利用したの、現在地及び周辺国・地域の海外安全情報
- 「MY旅行情報」機能による、プッシュ通信での安全情報の受信
- 各国・地域の緊急連絡先

## 第2部 防犯・交通安全の手引き

### 1 基本的な心構え

#### (1) 自分の身は自分で守る

日本は他の国と比べて比較的治安が良いことから、日本人は海外での安全意識が十分でないとの指摘があります。海外で直面する様々な危険から身を守り、安全な生活を送るためには、「自分と家族の安全は自分たち自身で守るとの自覚」が何よりも大切です。

#### (2) 備えあれば憂いなし

日頃から起こりうる事件、事故発生の可能性を想定し、予防するためにはどうすれば良いのか、巻き込まれた場合にはどのように対処すれば良いのか、ということのを常に考えておく必要があります。

#### (3) 安全対策の3原則

海外で生活する上では、安全対策の3原則「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」を遵守することが重要です。日本での行動形態や生活様式をそのまま海外に持ち込むと、本人が気づかないうちにそれが目立つ行動となり、自らを危険にさらすことになる場合があります。

#### (4) 住居の安全確保

生活の基盤である住居の安全が確保されなければ、海外では安心して活動できません。安全面を十分考慮した住居選びを心掛けるとともに、入居後も労をいとわず安全の確保に努めましょう。

#### (5) 情報ネットワークの構築

安全のための情報収集は、海外で生活する上で非常に重要です。日頃からインターネットや新聞、テレビ等で積極的に情報収集を行うよう努めてください。また、当館が発出している領事メールを含む安全情報を確実に受信するためにも在留届の提出をお願いします。更に、近隣・地域社会と良好な関係を構築し、お互いに情報を共有するよう心掛けましょう。

#### (6) 心と体の健康管理

外国での生活は、自分が想像している以上に心身の負担が大きくなりま

す。ストレスがたまると、うつ病等の心の病に発展する場合があります。ストレスをためないよう、日頃から心と体の健康には十分留意するとともに、体調に違和感を覚えたときは、すぐに家族や会社の同僚等身近な人に相談する、あるいは状況に応じて専門医の診断を受けるよう心がけてください。

## 2 防犯や生活上の注意事項

### (1) ぼったくり被害

見知らぬ中国人女性や客引きに声を掛けられ一緒に入ったマッサージ店や飲食店等において、多額の料金を請求され支払ってしまう、いわゆる「ぼったくり」被害に遭ったとの報告が多数寄せられています。

具体的には、南京東路や人民広場等の上海市内の観光地周辺や、古北等の多くの邦人が居住する地域において、中国人女性や客引き等から、「安く飲める店（または安いマッサージ店）を紹介する」、「見るだけでも大丈夫」などと英語や片言の日本語で声を掛けられ、誘われるままカラオケ店やマッサージ店等に付いて行ったところ、飲食代等として多額の料金を請求されるという手口が発生しています。また最近では、マッチングアプリで知り合った女性と食事やカラオケに行った際に被害に遭うという手口も増加しています。支払いを拒否して帰ろうとすると、屈強な男性が複数現れて、首を絞める、殴るなどの暴行を加え支払いを強要してくるケースもあります。

こうした手口で被害に遭うのは旅行者や出張者が多いですが、**駐在員のよ**うな長期滞在者の被害事例も発生しています。甘い言葉に誘われて不用意についていくことのないようご注意ください。また、万一このような被害に遭った場合、まずは速やかに公安当局（110番又は管轄の派出所）に被害を届けるとともに、当館（021-5257-4766）にもご連絡ください。

#### 【ぼったくり被害の事件化と被害回復】

当地では、被害者が事前に料金を確認することなく、「好きなものを注文していいよ」との同意を与えたことにより女性が料理を注文し、店側から高額を支払いを求められる手口が横行していますが、日本においてと同様、こうした場合は「欺罔行為（＝だます行為）」がないため詐欺被害としての事件化や被害回復は困難です。

ぼったくりは「被害に遭わないこと」が一番の対策であるため、見知らぬ人からの誘いや路上での客引きには十分に注意してください。



## (2) 置き引き・スリ被害

レストラン等で食事中に財布や旅券が入ったカバンを置き引きされる、あるいは公共の交通機関や駅構内、繁華街、観光地等の混雑した場所でスリ被害に遭う等の窃盗事案も多く報告されています。

盗難等で旅券を紛失した場合、新たな旅券又は帰国のための渡航書を取得して帰国できるようになるまでには相当の日数を要します。カバン等から目を離すことのないように気をつけるとともに、過度の飲酒等による置き忘れにも注意してください。

### 旅券を紛失した場合の手続き：

[https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000726.html](https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000726.html)

## (3) 強盗被害

早朝や夜間に路上で複数の男性に囲まれて金品を強奪される、あるいは就寝中のホテルの部屋に忍び込まれ、体を縛られた上で金品を強奪される被害が過去に発生しています。2012年には、上海市で住居に侵入した強盗に邦人が殺害される事例も発生しました。

こうした被害に遭わないようにするには、早朝や夜間の一人歩きをしない、暗くて人通りの少ない道路を通らない、自宅やホテルでは扉や窓の施錠を確実にするなど、自己防衛に努めることが肝要です。

## (4) 暴行・傷害被害

邦人が暴行されたり傷害を受けたりする事件も少なからず発生しています。その様態は様々ですが、飲酒時に店員や他の客と喧嘩になり暴行されるケースや、バスや地下鉄に乗車中に他の客とトラブルになり殴られるケース等が報告されています。中には、日本ではマナーが悪いと判断されるような中国人の行動に憤慨して注意したところ、逆に殴られたとの報告も過去にありました。

日本での行動形態や常識をそのまま海外に持ち込むことは、自分の身を危険にさらすことにつながりかねません。日本の常識が必ずしも通用しない海外に滞在していることを強く認識することが、こうした被害に遭わないようにすることにも繋がります。

## (5) 企業におけるトラブル

企業経営や労使関係に関するトラブルについての相談も当館に多く寄せられています。例として、解雇した従業員に逆恨みされて暴行を受ける、あるいは脅迫されるなどの事案や、取引先企業との間で支払いを巡るトラブルが発生

したことにより、相手側の従業員が集団で事務所に押し掛け、日本人駐在員が軟禁される事案も過去に発生がありました。

こうしたトラブルは民事事件と表裏一体である場合も多いですが、暴行や傷害等、実害が生じる前に必ず管轄警察に相談してください。また、脅迫行為が行われている場合には、管轄警察への通報とともに、「社員全員に事情を明らかにし、不審動向があった場合にはすぐに当局に通報する体制を構築する」、「特定の個人が狙われている場合は車両による送迎を行う」、「一時的に謝金警備員を配置する」等の自衛措置をとることも重要です。

いずれにせよ、平素から地元の政府関係当局と良好な関係を構築しておくとともに、トラブル発生の際には弁護士や管轄警察を含めた政府関係当局等ともよく相談して対応策を講じることが事態の早期解決に繋がります。

なお、当地での日系企業からの企業トラブルに関する相談については、当館とジェトロ上海事務所が連携して対応しています。ジェトロ上海事務所内にある「進出企業支援センター」が相談窓口となっていますので、当館又はジェトロ上海事務所（021-6270-0489）センターまでご相談ください。

## （6）その他

上記のほか、当地で滞在・生活する上で注意すべき点として、以下の事項が挙げられます。

### ア 買春（性風俗店の利用）

中国では買春行為（性行為のみならず、日本では合法となる性行類似行為による性的サービスを含む）は違法となります。当該性的サービスは、主に表向きはカラオケ店やマッサージ店を謳う店舗で違法に提供されており、公安に検挙された場合、「治安管理処罰法」に基づき、15日以内の行政拘留や5,000元以下の罰金が科される可能性があるほか、国外退去処分及び一定期間の再入国禁止措置が付される場合もあります。

#### 【治安管理処罰法（第66条）】

売買春を行った場合、10日以上15日以下の拘留に処し、5000元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合、5日以下の拘留または500元以下の罰金に処することができる。

買春＝性行為の他、日本では一般的に合法である性行類似行為を含む

## イ 麻薬・違法薬物

中国公安当局は、麻薬の密売や製造などに関する犯罪の取締りを強化しています。中国では麻薬犯罪に対する罪は極めて重く、最高刑は死刑であり、日本人を含む外国人に対しても例外なく死刑が執行されています。麻薬使用や売買に関わらないことはもちろんですが、知り合いの依頼であっても中身の分からない荷物は預からない、他人に荷物の運搬を依頼されても引き受けないなど、犯罪に巻き込まれないよう慎重に行動することが重要です。

また、大麻やその他違法薬物の個人使用で検挙される邦人も増加傾向にあることから、そうした薬物に安易に手を出さないよう注意してください。

## ウ 「スパイ行為」と見なされる行為、国家機密窃取等に関する注意

中国では、刑法、反スパイ法、軍事施設保護法、測量法等により、いわゆる「スパイ行為」の定義や量刑等が規定されています。特に「国家安全に危害を与える」とされる行為は、国家安全部門に長期間拘束され取り調べを受け、10年以上の懲役を科されるおそれがあります。軍事施設の写真撮影や測量を行うことも「国家安全に危害を与える」とされるおそれがある等、様々な行為が取締りの対象とされている一方、「スパイ行為」の定義は具体化されておらず、疑われないよう注意することが必要です。また、何が軍事施設なのかなど、日本の常識で考えられるものとは食い違っている、あるいは日本よりも範囲が広く規定されていることがままあるので、十分な注意が必要です。

## エ 飲酒事故への注意

当地の会食では、「白酒」と呼ばれるアルコール度数が50度を超える酒が提供されることがあります。白酒による急性アルコール中毒や、吐瀉物が気管に詰まり死亡する事案も報告されているため、飲酒時には過度な飲酒に十分注意してください。

## 3 交通事故対策

### (1) 交通事情

中国では、右側通行や赤信号時の右折可など、日本と交通規則が異なる上、車・電動バイク等の信号無視、歩行者や自転車の無理な横断、整備不良車両の運行、高架道路での速度超過や無理な追い越し、車輛の逆走や電動バイクの歩道走行など、交通マナーが非常に悪いため、交通事故に巻き込まれる可能性も決して少なくありません。特に、電動バイクは走行時の音が静かなため、歩行者にとってその接近を認識しづらく注意が必要です。

歩道上や青信号時の横断歩道でも油断せず、歩行中や自転車使用時は左右

後方から近づいてくる車両に十分注意するなど、常に意識して自己防衛に努める必要があります。

また、中国では国際運転免許証で車両を運転できません。さらに無免許運転や飲酒運転には厳しい罰則があるので、車両を運転される方は、法律を遵守した安全運転を心がけるようお願いいたします。

## (2) 交通事故に備えて

当地で交通事故の被害に遭った場合、日本と同様の被害補償を受けられるケースはほとんどありません。また、自身が加害者になってしまった場合、多額の治療費や慰謝料を要求される可能性があります。**海外旅行保険の契約内容によっては、必ずしも交通事故で加害者となった場合の賠償をカバーできるとは限らない**ため、契約内容をよく確認するとともに、当地で自動車を運転する場合は、必ず自賠責保険の他、任意保険にも加入するようにしてください。また、事故の大小に関わらず、事故が発生した場合には交通警察（122）に通報し、その指示に従ってください。

### 【自転車使用時に事故の加害者となった場合】

当地ではレンタルサイクルが普及しており、誰もが簡単に利用できるシステムとなっていますが、自転車使用時に事故の加害者となった場合、**海外旅行保険のいわゆる「賠償責任危険補償特約」の対象外となることもある**ためご注意の上、慎重に運転してください。

賠償責任危険補償特約＝期間中の偶然の事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなくしたりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合の補償を行うものであるが、「車両（自転車含む）の使用に起因する損害賠償」は補償の対象外とするものもあるため注意が必要。

## 第3部 緊急事態への対応

### 1 緊急事態とは

不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な事件・事故、または新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の発生などのように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要するような深刻な事態をいいます。当地において注意を必要とする具体例は以下のとおりです。

- 地震、暴風雨、洪水（冠水）等の自然災害
- 航空機や列車（地下鉄も含む）、バスなどの事故
- マンション、ショッピングセンターなどの倒壊や火災
- 大規模な反日デモ
- テロ行為、暴動等の騒乱
- 毒性の強い新型インフルエンザなど危険な伝染病の流行

#### 【近年の緊急事態】

- **反日デモ（2010年10月）**  
尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件を契機に全国的に発生
- **反日デモ（2012年9月）**  
尖閣諸島の取得・保有を契機に全国的に発生
- **上海市の封鎖管理（2022年4、5月）**  
上海市での新型コロナウイルス感染症の症例増加を原因として、市全体が約2か月間にわたり完全に封鎖。一部で食料難も発生。

### 2 緊急事態への準備

#### （1）「情報」の重要性

「どこで何が発生しているか」、「被害を避けるためにはどのように行動すべきか」、「友人、家族は無事か」等、緊急事態において最も重要なのは

- **情報の収集**
- **情報の発信（安否報告）**

となります。

特に現在は有事においてはSNS等で流言飛語（デマ）が飛び交うことも多く、そうした情報に踊らされることなく、落ち着いて適切な行動を取ることができるよう、まずこの重要性を理解し、後述の事前の連絡体制の構築や有事

における緊急備蓄品の準備を行ってください。

## (2) 連絡体制の構築

以下の諸点を実施の上、有事に備えた準備を行ってください。

### ○ 在留届の登録（3か月以上の長期滞在者は法律上の義務）

緊急時には、在留届に登録されたメールアドレスに対して、領事メールにより当館及び外務本省から情報提供を行います（状況に応じて、登録された電話番号に直接安否確認の連絡を行う場合もあります）。

### ○ 「たびレジ」の登録

3か月未満の短期滞在の方は、「たびレジ」登録をご利用ください。上記緊急一斉メール等のサービスを受けることができます。

### ○ 緊急連絡網の整備

日本人会等の各種邦人コミュニティやサークル、企業、その他団体の責任者の皆様は、有事に備えて緊急連絡網を整備してください。

### ○ 連絡先の確認

家族、所属団体、総領事館等の連絡先は携帯電話に登録するとともに、停電や重電切れの事態に備え、紙媒体のメモ帳等にも保存してください。

### ○ 所在の明確化

休暇等で自宅を長期間不在にするときは、家族、友人あるいは所属団体に行き先や期間を可能な限り報告してください。

## (3) 緊急備蓄品の準備

大規模な反日デモや封鎖管理により外出が困難となる事態を想定し、**食料品**や**飲料水**、**常用の医薬品**については少なくとも**2週間分**は常に備蓄しておくよう心がけるとともに、自然災害や火災に起因する避難措置にも備え、**現金**、**貴重品**（**パスポート**含む）、**常用の医薬品**、**飲料水**をいつでも持ち出せるよう準備してください。

## 3 緊急時の行動

### (1) 情報収集

総領事館や外務省、当地政府機関の公式発表等、信頼のおけるソースから状況判断に必要な情報を収集し、特にSNS等の流言飛語（デマ）に流されて行動することのないようにしてください。

### ○ 在上海日本国総領事館

電話番号 : (021) 5257-4766

メールアドレス : [engo@sh.mofa.go.jp](mailto:engo@sh.mofa.go.jp)

## (2) 行動・報告

### ア 災害・大規模事故

当局から避難指示のある場合はそれに従い、避難先から家族や所属団体に連絡した後、総領事館まで安否報告を行ってください。総領事館からSMSによる安否確認が来ている場合は、回答をよろしくお願いいたします。

### イ テロ発生時

- 伏せる
- 隠れる
- 逃げる

を大原則に行動し、安全な場所まで避難できれば家族や所属団体に連絡し、最後に総領事館まで安否報告（SMSによる安否確認が来ている場合はそれに回答）を行ってください。また、他に事件に巻き込まれた、あるいはけがをした邦人をご存じの場合は、安全な場所に避難した後、当地警察及び総領事館に情報提供をお願いします。

### ウ 封鎖や大規模反日デモで外出困難な場合

安全が確認されるまでは自宅やホテル等、安全な場所に留まるようお願いします。封鎖管理が敷かれている場合、当局の指示に従わず無理に外出すると法的責任を問われる可能性があります。

なお、外出困難な状況にあるが、「食料品が足りない」あるいは「今すぐの通院の必要がある」等人命にかかわる問題のある場合は、総領事館までご相談ください。

## おわりに

海外で安全に生活するためには、

- 日常からの情報収集及び安全対策を面倒と思わない
- 「自分の身は自分で守る」という認識を持つ

ことが大切です。

在上海日本国総領事館は、皆様の当地における安全確保を最も重要な責務の一つとしています。平時、緊急時を問わず、安全対策に関して疑問のある場合は、いつでも当館までご連絡ください。

また、当館では皆様の安全確保に資する体制づくりを随時進めていますが、その過程で皆様にご助力・ご理解をお願いする場合には、可能な限りご協力いただけますようお願い申し上げます。

### 【在上海日本国総領事館】

電 話 : 021-5257-4766

メールアドレス : [engo@sh.mofa.go.jp](mailto:engo@sh.mofa.go.jp)

ホームページ : [https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)



## 【緊急時の連絡先】

### 【事件・事故に遭遇した場合】

日本と同じく緊急時の通報先は、犯罪にあった場合は警察（公安）、けがや病気の場合は救急となります。

- 警察（公安）： 1 1 0
- 消防          : 1 1 9
- 救急          : 1 2 0（搬送費は有料）

### 1 在中国日本国大使館・総領事館

		電話番号	管轄地域
在上海日本国総領事館	代表 FAX	<b>021-5257-4766</b> (※) 021-6278-8988	上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省
在中国日本国大使館	代表 FAX	010-8531-9800 010-6532-7081	当館及び下記総領事館等の管轄地域を除いた地域
在広州日本国総領事館	代表 FAX	020-8334-3009 020-8333-8972	広東省、福建省、海南省、広西チワン族自治区
在重慶日本国総領事館	代表 FAX	023-6373-3585 023-6373-3589	重慶市、四川省、貴州省、雲南省
在瀋陽日本国総領事館	代表 FAX	024-2322-7490 024-2322-2394	遼寧省(大連市を除く)、吉林省、黒龍江省
在大連領事事務所	代表 FAX	0411-8370-4077 0411-8370-4066	大連市
在青島日本国総領事館	代表 FAX	0532-8090-0001 0532-8090-0009	山東省
在香港日本国総領事館	代表 FAX	852-2522-1184 852-2868-0156	香港、マカオ

(※) 夜間、休日に邦人の事件・事故等の緊急事態が発生した場合、代表電話の後に「内線0」で緊急電話の受付につながります。

## 2 出入境管理局（処）

	名称	住所	電話番号
上海市	上海市公安局出入境管理局	上海市浦东新区民生路 1500 号	021-12367
江蘇省	南京市公安局出入境管理处	南京市秦淮区白下路 173 号	市外局番 + 12367
	蘇州市公安局出入境管理处	蘇州市三香路 389 号	
		蘇州市人民路 3998 号	
	無錫市公安局出入境管理处	無錫市濱湖区高浪西路 58 号	
	南通市公安局出入境管理处	南通市工農南路 150 号	
	連雲港市公安局出入境管理处	連雲港市海州区凌洲東路 9 号	
	揚州市公安局出入境管理处	揚州市盐阜西路 22 号	
	鎮江市公安局出入境管理处	鎮江市潤州区冠城路 8 号	
	常州市公安局出入境管理处	常州市鐘樓区南大街街道青果巷 188 号	
	江陰市公安局出入境管理处	江陰市長江路 188 号	
	徐州市公安局出入境管理处	徐州市碭山路 33 号	
泰州市公安局出入境管理处	泰州市海陵南路 306 号		
淮安市公安局出入境管理处	淮安市翔宇中道 150 号		
浙江省	杭州市公安局出入境管理处	杭州市上城区婺江路 169 号	市外局番 + 12367
	紹興市公安局出入境管理处	紹興市越城区風林西路 178 号	
	寧波市公安局出入境管理处	寧波市鄞州区寧穿路 1901 号	
	嘉興市公安局出入境管理处	嘉興市越秀南路 277 号	
	舟山市公安局出入境管理处	舟山市翁山路 555 号	

	湖州市公安局出入境管理处	湖州市金盖山路 66 号	
	台州市公安局出入境管理处	台州市開發大道 692 号	
	温州市公安局出入境管理处	温州市会展路 1288 号	
	義烏市公安局出入境管理处	義烏市銀海路 399 号	
	衢州市公安局出入境管理处	衢州市花園東大道 169 号	
安徽省	合肥市公安局出入境管理处	合肥市滨湖新区南京路 2588 号	市外局番 + 12367
	黄山市公安局出入境管理处	黄山市屯溪区長幹中路 108 号	
江西省	南昌市公安局出入境管理处	南昌市鳳凰中大道 1866 号	市外局番 + 12367
	景德鎮市公安局出入境管理处	景德鎮市瓷都大道 966 号	
	九江市公安局出入境管理处	九江市長虹大道 212 号	

### 3 医療機関

#### (1) 医療機関

- [上海市](#)
- [江蘇省](#)
- [浙江省](#)
- [安徽省](#)
- [江西省](#)

#### (2) 医療アシスタンス会社

医院・専門医の予約・受診の手配、通訳の派遣、治療状況の報告、治療費清算の支援、看護等に来訪する親族の渡航支援、医療搬送の手配、遺体移送の手配、葬儀の手配など、さまざまなサービスを提供しています。

事前の契約により利用しますが、海外旅行保険の契約や所属団体の契約などでサービスが利用できることや、事後の相談でもサービスが受けられることがあるので、必要に応じて確認してください。

- 上海ウェルビー (WellBe) 医療コンサルタント

住所：上海市徐匯区中山西路 1800 号 兆豊環球中心大廈 25F-1

電話：021-6440-0530, 400-820-1198, (日本語 24 時間対応)

- 上海聖傑 医療服務有限公司 (Shanghai Shengjie Medical Service)  
住所：上海市虹口区海寧路 269 号 森林湾大厦 B 棟 1005 室  
電話：021-6309-5865, 400-820-2119 (日本語 24 時間対応)
- インターナショナル SOS  
住所：上海市楊浦区大連路 588 号 宝地広場 B 座 18 楼 01 室  
電話：021-5298-9538, 010-6462-9100 (24 時間)
- 日本エマージェンシーアシスタンス (EAJ)  
住所：上海市静安区巨鹿路 889 号 23 楼 加賀商務中心 2 層 8203 室  
電話：021-5213-2303